

五戸町障害者地域生活支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、**障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）**がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう障害者等の生活支援事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は五戸町とする。ただし、事業の全部又は一部を、適切な事業運営が可能と認められる社会福祉法人等（以下「事業者」という。）に委託又は事業費を補助等することにより実施できるものとする。

(事業の内容)

第3条 この事業は、次の各号のとおりとする。

(1) 相談支援事業

(2) 意思疎通支援事業

(3) 日常生活用具給付等事業

(4) 移動支援事業

(5) 地域活動支援センター事業

(6) 更生訓練費支給事業

(7) 施設入所者就職支度金給付事業

(8) 知的障害者職親委託事業

(9) 日中一時支援事業

(10) 障害者自動車運転免許取得費助成事業

(11) 身体障害者自動車改造費助成事業

(利用者負担額)

第4条 利用者は、前条第3号、第4号及び第9号については利用料として、各事業実施要領で定めた基準単価の1割に相当する額（以下「利用者負担額」という。）を負担しなければならない。

2 利用者は、利用者負担額を事業者に直接支払うものとする。

3 同一の月の利用者負担額について第1項に規定する各事業ごとに別表のとおり上限額（以下「利用者負担上限月額」という。）を設け、同一の月の利用者負担額が利用者負担上限月額を超えた場合は、超えた利用者負担額について免除する。

(報告及び帳簿の整備)

第5条 第2条の規定により委託又は補助を受けている事業者は、事業の実施状況について、毎月及び当該年度の事業終了後、速やかに町長へ報告するものとする。

2 事業者は、当該事業に係る経理と他の事業に係る経理を明確に区分するとともに、サービス提供記録等の帳簿を整備し、5年間保管しなければならない。

(留意事項)

第6条 本事業に携わる者は、障害者等の人格を尊重し、その身上等に関する秘密を守り、信条等によって差別的取り扱いをしてはならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則 (平成18年五戸町告示第76号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則 (平成22年五戸町告示第6号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年五戸町告示第31号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年五戸町告示第23号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表

区分	世帯の収入状況	利用者負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	利用月（第3条第3号にあっては、申請月）の属する年度（当該月が4月から6月の場合にあつては、前年度）の市町村民税が世帯員全員について非課税の者	
一般	生活保護、低所得に該当しない者	37,200円

この別表において「世帯員」とは、18歳以上の障害者にあつては当該障害者及びその配偶者を、18歳未満の障害児にあつては当該障害児の保護者が属する世帯の構成員全員をいう。